

渋谷区 [保育利用料の軽減制度] (令和4年度)について

渋谷区 HP へ

[保育利用料軽減制度]とは、下記の要件を満たした場合に保育料が助成される制度です。

- 渋谷区民である期間が対象
- 「認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書」が交付されている、東京都内の認可外保育施設を利用
- ※キラキラキッズナーサリー代々木園は、本制度の適用対象施設です。
- ※本助成金の支給には、保育が必要な認定を受ける為の申請が必要です。認定の条件は、就労や出産、介護、病気等で、育休中や、リフレッシュ等を目的として預ける場合は対象外です。また両親がともに条件を満たしていることが必要です。

助成金額は、お預け頂くお子さまが、区市町民税課税世帯において、第一子、第二子、第三子により異なります。

第一子 … 上限 40,000 円

第二子 … 上限 54,000 円

第三子 … 上限 67,000 円 ※非課税世帯は、67,000 円までが上限となります。

キラキラキッズナーサリー代々木園での一例

例：

1～2 歳児の第一子となるお子さまを、スタンダードコース、週 5 日/8 時間でお預かりした場合

月額保育料：85,000 円



月額保育料 85,000 円をキラキラキッズナーサリー代々木園へお支払い頂きます。



渋谷区から助成金 40,000 円が支給されます。



実質的なご負担は、

スタンダードコースのフルタイムご利用で、**45,000 円**となります。

- ◎本助成は保護者様が申請する必要があります。助成内容および申請方法等については、渋谷区の HP をご覧ください。
- ◎保育利用料の軽減は、前期（4 月～8 月）と後期（9 月～3 月）に分けて実施しています。
- ◎申請書類は、提出期限があります。提出期限を過ぎた場合、助成対象外となりますので、ご注意ください。
- ◎本制度が適用される、「基準を満たしている旨の証明書」の交付施設は、東京都福祉保健局の HP に掲載されている「基準を満たす旨の証明書交付施設一覧」で確認頂けます。

基準を満たす旨の証明書交付施設一覧

【この件に関する問い合わせ先】渋谷区 子ども家庭部保育課保育管理係 / TEL03-3463-2483 (直通)